

豊明市行政評価制度 「事務事業」評価票

一般事務事業	経常事務事業	建設事務事業
--------	--------	--------

第5次行政改革大綱第1次実施計画との関連		有 ・ 無
<input type="checkbox"/> 有		
<input checked="" type="checkbox"/> 無		

1 事務事業の概要

1-1 事務事業の名称	福祉ベル設置事業							
1-2 担当	部	健康福祉部	課 又は施設	高齢者福祉課	係	高齢者係	評価票作成者	高齢者担当係長 加藤徹
1-3 総合計画における施策の体系	節	保健福祉 「健康で安心して暮らせるふれあい・支えあいのまちづくり」			基本施策	高齢者福祉	コード	2 2 2
	項				単位施策(中)	介護予防・生活支援サービスの充実	コード	2 2 2 2
		社会福祉			単位施策(小)	在宅福祉サービスの充実	コード	2 2 2 2 2
1-4 事務事業の目的の精査	対象と対象の数	市内在住ひとり暮らし及び寝たきりの高齢者	意図(対象を事務事業によってどのような状態にするのか)		火災報知器設置事業対象者に、ガス漏れ・火事を防ぐ機器を設置し、在宅福祉サービスが必要な高齢者の安全な生活環境を確保する。			
1-5 事務事業の内容	対象高齢者の自宅に対しガス漏れ・火災等事故を未然に防ぐためガス漏れ警報機・自動火災感知器・緊急ベルのいずれか1つを無償で設置する事業。							

2 事務事業実施の状況

2-1 事務事業の実施における基本認識	事務事業実施にあたって心がけた改善の取組み		社会状況等の事務事業がおかれる環境把握		市民ニーズの認識	
	平成18年度	消防法改正による火災感知器設置の義務付けのため、ひとり暮らし高齢者への啓発を行った。	ひとり暮らし・寝たきり高齢者の安全な生活環境を確保することが求められている。	火災感知器設置義務付けの意識向上を図る。		
	平成19年度	20年5月の義務化にむけて、啓発に努めた。	感知器等の設置で、火災予防の意識付けを図る。	義務化にたいする、行政の補助が求められている。		
	平成20年度					
	平成21年度					
	平成22年度					
	平成23年度					
	平成24年度					
	平成25年度					
	平成26年度					
平成27年度						

2-2 総合計画における単位施策成果指標	事務事業成果指標名		前期目標値(単位)	後期目標値(単位)	指標の説明
	ひとり暮らし高齢者世帯への福祉ベル設置割合(%)		50(%)	100(%)	ひとり暮らし高齢者に安全な生活環境確保の普及率。17年度までの設置 24件

2-3 成果指標に係る活動実績とコストの推移(アウトプット分析)	活動実績 a(人)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	直接事業費 b(千円)	316	163								
	人件費 c(千円)	2,686	1,386								
	合計コスト d(b+c)(千円)	614	307								
	単位コスト d/a(千円)	3,300	1,693								
アウトプット実績(活動数値)の補足説明	1人当たり 10	1人当たり 10	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり

→ a:福祉ベル設置申請者数 b:H19福祉ベル設置金額 3.1.2.4
 c:(毎週2H×4週×12ヶ月)×3,200円=307,200 19年度末ひとり暮らし世帯 1035件
 指標対応実績は、14-17年24件 18年316件 19年163件 合計503件/1035件=48.6%

2 - 4 成果指標に対応する実績と達成度の推移		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
指標対応実績(単位)		27.9(%)	48.6(%)								
後期目標値に対する達成度(%)		27.9(%)	48.6(%)								

3 事務事業の自己評価結果

3 - 1 評価結果(アウトカム自己分析)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
単年度担当課評価		B	C								

- 4段階評価結果
- A : 上位目的である施策に貢献しているので継続する
 - B : 事務事業の実手法や環境(予算的・人的)に改善が必要
 - C : 縮小等、事務事業としての見直しが必要
 - D : 事務事業の廃止が相当
- 判断の基準
- 必要性(必要な事務事業であるか)
 - 公共性(公が実施する意味があるか)
 - 妥当性(ニーズに対して投入が適正か)
 - 効率性(結果に至る活動に無駄はないか)
 - 有効性(活動の結果が上位の目的に貢献しているか)
 - 市民満足度(事務事業が対象にしている市民を満足させているか)

3 - 2 評価の内容	今後の環境変化を踏まえた課題認識	次年度に向けて改善する取組み	事務事業の担当課としての単年度の取り組みの自己評価
平成18年度	火災感知器設置の必要性を、ひとり暮らし高齢者への啓発した。	設置していない高齢者宅へ設置を進める。	民生委員の年末見舞事業の際に、この事業についても説明した。
平成19年度	消防署の防火訪問との連携により、設置の推進をした。	20年5月末で火災感知器の取付猶予期間終了に伴い、日常生活用具要綱整備を図った。	20年度火災感知器の補助が廃止されるので、取付呼びかけを防火訪問の機会におこなった。
平成20年度			
平成21年度			
平成22年度			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			

4 事務事業の総合評価結果

4 - 1 総合評価の結果	結果	審査会による改善方向の指示
平成18年度	B	更なる制度利用者の促進に努めること。
平成19年度	C	要綱改正により、自動火災感知器を廃止
平成20年度		
平成21年度		
平成22年度		
平成23年度		
平成24年度		
平成25年度		
平成26年度		
平成27年度		